

FC システム遠隔見守り利用規約

FC システム遠隔見守り利用規約（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が T-Connect のサービスの 1 つとして提供する「FC システム遠隔見守り」（以下、「本サービス」といいます）の利用に関する決まりを定めるものです。

第 1 条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。なお、本条その他本規約において特に定義がされていない用語は、T-Connect 利用規約において定義された用語（例. T-Connect、TMC、契約者、販売店、車載機、情報通信端末、DCM、通信機、車両データなど）と同じ意味を有するものとします。

- （1）FCV：水素を燃料とし自らが発電して走行する燃料電池自動車
- （2）対象車両：DCM が付帯された車載機を搭載した FCV で、かつ TC が本サービスの利用が可能であると特定した車両
- （3）トヨタスマートセンター：T-Connect を運営・提供するために、TC が管理・運用または保有するシステムおよび運営組織

第 2 条（本規約の適用）

1. T-Connect 利用規約および本規約は、TC と契約者との間における、本サービスの利用にかかわる一切に適用されます。
2. 本規約に定めのない事項については、T-Connect 利用規約の各条項（T-Connect 利用規約第 4 条第 1 項、第 5 条、第 7 条から第 13 条まで、第 15 条、第 16 条、第 18 条から第 21 条、第 24 条から第 26 条を含みますがこれに限られません）が直接適用されます。
3. 本規約の内容と、T-Connect 利用規約の内容とが矛盾または抵触する場合は、本規約の規定が優先して適用されます。

第 3 条（本規約の改訂および周知）

1. TC は、個別に契約者と合意することなく、本規約を改訂（本規約を補充する諸規定の追加を含みます）することができるものとします。この場合、契約者に対し、規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生時期の 7 日前までに、T-Connect のウェブサイト（<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>）に掲載することにより行うものとします。

第 4 条（本サービスの内容）

本サービスでは、車両データをトヨタスマートセンターが取得し、当該車両データを当該契約者と担当する販売店へ通知し、車両のメンテナンス等の案内をおこないます。なお、提供内容や設定項目等は対象車両の種類やグレード、装着オプションによって異なります。

(1) FC システム遠隔見守り

対象車両から送信される車両データをトヨタスマートセンターで取得し、カーライフに役立つ TC 指定の情報を提供するサービスです。

① ウォーニング通知

対象車両のエンジンハイブリッドシステム・ブレーキ類・オイル等の TC が指定する項目の警告灯が点灯し、かつトヨタスマートセンターが検知した場合、当該車両データを車載機に通知するサービスです。

② 遠隔診断サービス

契約者から販売店への対象車両に関するお問い合わせに対し、販売店が事前に車両データを取得することにより、迅速なアドバイスを提供することができるサービスです。

第 5 条 (契約者が用意するもの)

本サービスを利用する場合、契約者は、TC が認めた通信機および当該通信機がインターネットに接続している状態を自らの責任と負担で用意し維持するものとします。

第 6 条 (免責)

1. TC は本サービスで契約者に提供する情報について正確性を保証するものではありません。当該情報が誤っていたことに起因して、契約者または第三者等に損害、損失等が発生した場合であっても、TC は、一切の責任を負いません。万が一、TC が賠償責任を負う場合、その賠償額は、T-Connect 利用規約第 10 条第 2 項が適用されます。
2. 契約者または第三者等が取り付けした TMC 純正品以外の用品により、T-Connect の一部機能が正しく作動しない事があります。当該現象に起因して、契約者または第三者等に損害が発生した場合、TC は、損害賠償等の責任は一切負いません。また、TC は、当該現象を補正して正しく作動させる義務を負いません。

(付則) 2020 年 4 月 1 日改訂